
平成28年第2回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成28年6月7日(火)

1. 議事日程第2号

平成28年6月7日(火) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第74号から議案第77号、報告第1号)

第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第74号から議案第77号、請願1件、陳情1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第74号から議案第77号、報告第1号)

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第74号から議案第77号、請願1件、陳情1件)

出席議員(14名)

1 番	松 下 善 法	2 番	大 野 元 秀
3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10 番	河 野 博 文
11 番	高 田 修 治	12 番	藤 本 勝 美
13 番	繁 田 弘 司	14 番	秦 時 雄

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 帆 足 浩 一

議 事 係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
総 務 課 長	穴 本 芳 雄	まちづくり 推 進 課 長	村 木 賢 二
法制室長		環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
総合戦略室長	衛 藤 正	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
税 務 課 長	石 井 信 彦	建設水道課長	梅 木 良 政
住 民 課 長	衛 藤 善 生	商工観光振興 課 長	中 島 圭 史
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 詩 朗	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	学校教育課長	佐 藤 貴 司
教育総務課長兼 新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏	監 査 委 員	河 野 好 美
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一		
総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男		

午前10時00分開議

○議 長（秦 時雄君） おはようございます。

本日の会議に、欠席の届け出が提出されておりますので報告します。

執行部につきましては、渡辺わらべの館館長兼久留島武彦記念館開設室長、病氣療養のため、欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

（議案第74号から議案第77号、報告第 1 号）

○議 長（秦 時雄君） 日程第 1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出してください。

議案集28ページです。

議案第74号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

国民健康保険税条例の改正によりまして、今後何年ぐらい町とかの一般財源からの補填なしにいかれるかということと、値上げすることによって県内ではどのぐらいに保険料が位置するのか教えていただきたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 河野議員の今後の国保の運営ということでお答えしたいと思います。

御案内のとおり、国保については大変厳しい部分、高齢化による医療の高騰と税収の落ち込みという現状があります。今回の税改定につきましては、過去5年間改定をしておりません。これについては基金というもの、あとは皆様方の努力というふうな形で運営を続けておった部分であります。これについても国保の運営協議会におきまして議論いただき、今回やむなしという形で改定するものであります。

今後の部分であります、医療費、給付費の試算というものが非常に今難しくなっておりますので、次年度の3,000万、この部分を何とか税収によってということであります。予測される部分でありますので、今後何年という部分はありませんが、平成30年の広域化に向けたもの、標準税率というものが公表されますので、それを見据えてという形で今後の運営は行っていきたいという部分であります。今後の医療費の推移と国の財政支援、これも重要ですので、これを見ながら、税の公平性を保ちながら住民の皆さんの負担の軽減策を基本として運営をしていきたいということであります。

もう一つの部分、県下での状況については、ちょっと手元に資料がありませんので、後で返答したいと思います。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） よろしくお願ひします。

それから、前回の全員協議会の中で、この水色の部分を国民健康保険をかけられた方に配られたんですよね。この中に、医療費を抑えるために御協力をとあるんですけども、こういう部分でも、前からずっと言っているんですけども、ジェネリック医薬品の推進、それをすることによって町でも1,000万円以上の効果があるんじゃないかと思うんですけども、やはりそういうところをどんどんPRしてほしいなというところはありますので、これは要望です。何かにつけてそういうことを、こういうのをつくる時にお願いしたいなと思っています。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5 番（中尾 拓君） 5 番中尾でございます。

今回の国保条例の改正につきましては、平成30年に県下で統一されますわね。そして、そのような状況の中で、県下で今回といいますか、ことし改正をする予定の市町村件数がわかりますか。今、県下で18市町村あるんですけれども、ことし改定するのは玖珠町を含めて何ぼというような市町村を把握しておりますか、お聞きます。

○議長（秦 時雄君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 県下の改定の数についてはちょっと把握をしておりません。調査をいたしたいと思います。

先ほどの河野議員の県下の税率についての県内の順位ということであります。これについてお答えいたします。

税率については、医療分と後期支援分、介護分というふうに分かれておりまして、それについてそれぞれ所得割、均等割、平等割というものがあります。資産割は今回廃止をするという提案であります。ちょっとその部分ではそれぞれに順位というものがあるんですが、相対的に見て、今まで中位であったものが、1位ということではありませんけれども、高い位置に行くということでもありますので、それで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第74号の質疑を終わります。

議案集31ページです。

議案第75号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番大野元秀君。

○2 番（大野元秀君） 2 番大野です。

指定管理者に対する町の指導、監督については、地方自治法244条の2第7項、10項等に規定がありますけれども、町長は町を代表して指定管理者を指導、監督する立場であります。指定管理者が町長では誰がどのように指導、監督を行いますか。

○議長（秦 時雄君） 穴本法制室長。

○総務課法制室長（穴本芳雄君） 町長が一般社団法人くすみちの役員、今理事長でございますけれども、法的な問題をちょっと私のほうから説明させていただきたいと思うんですけれども、地方自治法142条には、市長はその自治体と請負する者またはその請負する法人等の役員になることはできない、ただし地方自治法施行令122条に規定する法人を除くということでございまして、この地方自治法施行令第122条には、自治体が2分の1以上出資等をしている法人の場合は役員になることができる。

つまり、一般社団法人くすみちの場合は町が100%拠出をし、設立をされておる社団法人でございますので、町長がこの一般社団法人くすみちの役員になることについては何ら問題がないということでございます。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

担当課がまちづくり推進課でございます。基本的にはまちづくり推進課はいわゆる管理監督業務を持っているというところで、町長はそのあれなんですけれども、基本的には管理監督責任はまちづくり推進課。その中において社員総会がありまして、そして定期的にまちづくり推進課を交えて、そしてそのとき私は月例の経営会議、そして問題点は何かという担当国会議を1カ月に1回やっています。そのときにまちづくり推進課はかなり出席していきまして、私はそのときは道の駅理事長の立場として、経営問題点一般について報告しています。基本的にはまちづくり推進課が担当という、管理監督というところになっております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

町長が指定管理者の理事長を兼ねているところの、理事長に町長そのものを指定するというところにちょっと私も不安があったもので、専門家の先生にいろいろと先週から電話をして聞いてみました。違法性はないということなんですけれども、行政の公共性という観点から考えますと、最高意思決定機関に町民が全然入っていない、商工会の会長は入っていますけれども。この最高意思決定機関にやはり地域の代表とかを入れたほうが、開かれた意思決定機関としては望ましいんじゃないだろうかなと、そういうふうを考えるんですけれども、その辺について、町民を入れるとかそういうことのお考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（秦 時雄君） 村木まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（村木賢二君） 廣澤議員の御質問でございますが、道の駅くすにつきましては、一般社団法人という形になっております。本来、道の駅を設置するためには、国土交通省が指定した道の駅の登録案内要項の要件を満たす必要がありますが、道の駅につきましては、駐車場、トイレ、観光案内、運転手の休憩場所、あと地域の観光スポットの案内というようなドライバーや地域住民のための情報発信機能等の公益性を含めているところでございます。先ほど言われましたが、設置者につきましては、やはり市町村、都道府県とか第三セクターなどがあるんですが、大体は実際的には市町村が設置者となるケースがほとんどで、設置後の運営等につきましても、直営であったり第三セクター等のほうが約半分ぐらいで、多いようであります。

先ほど議員おっしゃれましたが、運営につきましては、一般社団法人等の関連する法令に基づきまして社員総会、理事会等を通じまして、運営、内容については公的性を含めた上で実施しておりますが、一般社団法人そのものの設立目的が営業に必要な利益を求めますが、その利益を求めた上での

収益を分配することができないということを定款に定める必要がございますので、その辺で収益性のある、町の指定管理につきましては、町長が、現在においては理事長とした運営となっているところですが、今の状況の中で、先ほど議員言われたように、もう少し住民の方をということでございますので、現在道の駅は7年目になりますが、今後においては少し検討に入れたいというふうに思います。

以上です。

○議 長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 一般社団法人の定義は、利益を分配できないというようなことも一応私も勉強させてもらいました。ただ、一般論として、町民の立場からすると、町長の意思決定の権限というのは大変大きいものがあると。そういう観点からするとやっぱり町民も入れたほうがより開かれた運営、意思決定機関という観点からよろしいような感じがするんで、今後可能であればその辺についても検討いただきたいと、そういう御提案でございます。よろしくお願いします。

○議 長（秦 時雄君） 村木まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（村木賢二君） 議員御提案の内容につき検討いたしますが、現在のところ理事会のほうには商工会を代表する商工会会長様、玖珠町観光協会会長様が代表として入っていただいておりますが、今後、議員の御提案の件につきましては、検討していきたいと思います。

○議 長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号、平成28年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

議案集は別冊となっております。お出しください。

2 ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入から、12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出最後まで質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 質疑なしでよろしいですか。質疑なしと認めます。

次に、13ページ、歳入、15款国庫支出金から20ページ、歳出、14款予備費最後まで質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番小幡幸範君。

○3 番（小幡幸範君） 3 番小幡です。

17ページ、7 款1 項3 目の工事費に計上されている森まちなみ情報発信施設の工事についてですが、本事業は平成24年度からスタートしまして、平成27年度には繰り越しを行い、既に4年間で8,483万円の予算を計上しているわけですが、いまだにオープンしていない原因というのは何なのかを

伺います。

○議長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） お答えさせていただきます。

時系列で説明させていただきます。

平成24年度は久留島記念館の用地測量を委託により実施しております。それから平成25年度は用地測量に基づき不動産鑑定委託、動産の調査委託、耐震調査、それから用地購入を行っております。それから平成26年5月、実施設計を発注いたしました。工期は8月まででございましたが、喫茶機能の充実などの話が出てきたこと、また大規模改修に当たり、建築確認協議に時間を要したため、設計完了が12月19日となりました。そしてそのことで建築確認申請がおくれ、27年3月となり、工事発注も27年3月下旬となったことで、やむを得ず繰り越ししなければならなくなったという状況でございます。

工事発注後、27年6月に基礎部の調査をした結果、腐食、損傷が著しいということが判明いたしまして、設計の見直しが必要となったため、6月から9月の間、工事を中断し、基礎部の補強そして屋根部のやりかえ等、それらの増加に伴う倉庫、トイレ棟それからカフェ棟の変更などの設計見直しを行った結果、10月に工事を再開し、工事完成が28年3月10日となったものでございます。

そして、予算の範囲内かつ補助対象となる範囲内ということで工事をを行った関係から、白壁の剥落、それから室外機の露出等、それから電話回線、ネット回線がつながっていないなどが4月に判明し、このままオープンすると来訪者にイメージダウンの印象を与えるのではないかという判断から、今回補正予算で計上させていただいた工事を行ってオープンしたいということで、現在まで来ている状況でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

関連の質疑になるんですが、先日の全員協議会にて、情報発信施設のテスト運営をNPO団体に依頼する予定という説明を受けたんですけれども、ことしの3月議会では地域おこし協力隊を3名増員し、施設の運営を考えているとの説明のもと、議会として隊員増強の当初予算を認めたわけなんですけれども、わずか3カ月で計画が変更されています。これでは何のために予算審議を行い、議決をしたのかわかりません。改めてこの施設の目的と運営体制を教えてください。

○議長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） まず、目的でございますが、平成15年3月に策定した森地区街なみ環境整備事業策定業務報告書によりますと、旧久留島記念館整備の基本的な方針として、1点目が森地区のシンボルとして森の町並みを代表する伝統的建築物の一つとして、建築物の外観、内装は原則的に専門家による的確な調査を行い、本来の形態、色彩等を踏まえた上で修理を行う。それから2点目としては、会議室、和室、トイレ、事務室、調理室等、公民館的な機能を充実させる。それから

3 点目として、情報発信機能として森地区の観光情報を充実させ、イベントなどの行政情報や民間の個展情報などの発信コーナーを設けて、周囲の市町村の環境情報も充実させ、ボランティアガイドなどの拠点施設としての役割についても検討を行う。それから4 点目として、地区内外の交流の場として定期的なイベント、セミナーなどの企画を検討する。それから5 点目として、休憩所として地区内外の人が気楽に入れるような雰囲気づくり、設計に努める。それから6 点目として、庭園や蔵の活用として、森地区の歴史的景観にふさわしい整備を検討する。こういった役割を担う施設として整備するというふうに記されております。

また、27年6月の議会定例会で森まちなみ情報発信施設の設置及び管理に関する条例が可決され、6月22日に制定されておりますが、その設置目的として、第1条で森地区の貴重な財産である歴史ある町並みを生かして住みよいまちづくりを進めるほか、観光客の流入によりにぎわいを取り戻し、地域の商業振興及び雇用機会の増大を図るため、森まちなみ情報発信施設を設置すると設置の目的がうたわれております。そして、その目的のため、第3条で主な施設及び業務として、まず施設としては観光情報発信施設、それから観光物産販売施設、飲食提供施設、集会施設、その他の施設を設置するとなっております。業務としては、玖珠町観光宣伝に関すること、地域物産品の販売に関すること、観光客への休憩所の提供に関すること、簡易な飲食の提供に関すること、集会施設の管理に関することなどを行うというふうになっておりますので、これらに基づいて、当面できることとして、次の2つを行いたいというものであります。

1 つは、森まちなみ及び玖珠町の観光情報発信施設として、紙媒体、電話、直接対話などによる案内に加えて、インターネット環境整備により、森まちなみの観光情報の発信及び受信を行うことで観光情報に加え、おもてなしの気持ちを発信し、さらなる観光客の増加を目指して、地域の商業振興及び雇用機会の増大につなげたいというものであります。2 つ目は、観光客の休憩所として、休憩及び簡易な飲食提供を行いたいというものであります。それにつきましては、7月から軒先市、それから土、日等で試行的にオープンという形で行う予定を考えております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 村木まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（村木賢二君） 御質問の中の地域おこし協力隊の件でございます。

確かに当初予算で現在6名分の御予算をいただいています。地域おこし協力隊の使った財源につきましては、国・県等に対する地方交付税の特別交付税の対象になるということ、算定対象ということで、町としても積極的に盛り込んでいるところですが、現在3名の方が町報等でお知らせしておりますが、農業実習生、定住を目指して、現在、道の駅ファームを中心に、各地区のピーマンなり等を頑張られておられる方のところで修行を積んでもらって、本人たちの持つ情報力等で玖珠町のPR等もしていただいているところです。

先ほど、議員がおっしゃられましたように、森の街なみ整備においても、若い人の力、議員さん特におっしゃられていましたが、若い人の地域おこし協力隊、当初募集をかけておりまして、数名申し

込み等もあったんですが、ちょっとまだ具体的な人選には至っておりません。今回、観光のほうで施設の補正を少しいただいておりますので、それをした上で、新たな玖珠町の定住につながるような、まちおこしのための地域おこし協力隊を募集していきたいというふうには考えております。よろしくお願いします。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 今回、御提案させていただいた改修につきまして、お金が非常にかかるということにつきまして、予算化したのはふるさと納税基金から一般会計に繰り入れて予算化させていただいています。そして、ふるさと納税の使用目的と経過を、この場をかりてちょっと御説明させていただきたいんですけども、どうですか。

○議長（秦 時雄君） 許します。

○町 長（朝倉浩平君） ふるさと納税につきまして、昨年4月から8月まで30件で59万5,000円でした。そして9月より返礼品整備をいたしましたら、あるところに研修に2人行ってもらって返礼品整備をしたところ、9月だけで94件155万入りました。そして27年度全体で810件の1,365万円入っております。そして、ことしの4月からクレジット決済を始めたところ、昨年の4月は2件で2万円でした。これがことしの4月で152件で164万9,290円と相当倍数になりました。そして平成21年から27年までで2,160万円集まっています。

そのうち、玖珠町童話の里ふるさと応援金規則というのがあります。規則が4つありまして、1つはふるさとを担う人材の育成・確保に関する事業、若者の教育、文化、スポーツ活動の推進、移住・定住などの促進、こういう事業に1つ使う。もう一つはふるさとの原風景の維持に関する事業。地域の伝統芸能の保存、継承、環境教育の推進、エコの取り組み、景観保全など。3つ目が安心して暮らせるふるさと、まちづくりに関する事業、地域コミュニティの特性と活性化、高齢化の生きがいづくり、健康推進など。4番目が前項に掲げるほか、町長が必要があると認める事業というふうに4つあります。

その中で、人材育成で今は520万集まっています。環境保全で369万集まっています。小規模集落で363万、町長が認める事業で907万集まっています。そして今、ことしの当初予算で返礼品の予算を618万予算化しています。古紙・資源回収委託料のことに247万円しています。そして地元が行う未舗装農道・林道の整備に450万円使いました。

今回、その中で原風景維持に関する事業、利用可能資金が123万円あります。町長がふるさと応援として認める事業が280万あります。その中で使わせていただきたいと。そしてなぜかと申しますと、やはり納税者に見える形で、これだけいただいておりますら、こういう事業をするということをインターネットなんかで報告する義務があるんじゃないかと。その中において、地元が行う未舗装の農道・林道の整備を写真を撮っても余り訴えないという意味で、今回、町並み整備で景観の一部を使わせていただいて、そして景観を後ろから見ていただいたら、一度ぜひ現地を視察していただきたいんですけども、後ろから見ていただいた景色というのは本当にすばらしい景色です。それを皆さん方

からいただいた納税のところをこういうところで使わせていただきましたということになれば、将来の住民、観光客にも自慢できる施設、景観でございますから、それがまた、今度は観光の案内にもなるんじゃないかというふうに、今回そういうところで予算を計上させていただいているということで、ぜひ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

3 番小幡幸範君。

○3 番（小幡幸範君） 3 番小幡です。

3 度目の質疑になるんですが、情報発信施設にて町内の情報を発信するに当たって、電話線が必要なことというのはもうスタートの時点で誰もがわかり切ったことだと思うんですけども、なぜ今になって電話線の工事が発生するのかを伺います。

○議長（秦 時雄君） 中島商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（中島圭史君） お答えさせていただきます。

電話回線、インターネット回線の工事につきましては、補助対象にならないということで、当初から設計に入っていなかったというふうに聞いております。工事完了後に施設の管理者が引き込み工事の申し込みを行うところではありますが、今回の補正の件もありまして、まだ申請が出されていなかったというような状況でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7 番廣澤です。

森まちなみ情報発信については、常任委員会でいろいろ詳しく話を聞かせていただきますが、常任委員会に次の2点の資料の提出をお願いしておきたいと。1つは8,700万という膨大なお金を使われている。これは町民にとってみると大変なお金ですね。やはり町民にどういうところにどう使われているのか、報告の義務があらうかと思いますので、その内容について、内訳について資料の提出をお願いしたい。

それからもう1点は、先般、全員協議会で今度の補助事業の予算の説明がありました。この内容を見てみますと、電気配線の工事とか、当然当初計画をされるべき内容だったと思うんです。それが今度の予算に計上されているけれども、なぜこういうことが当初計画にされなかったのか、どこに問題があったのか、その原因の所在を明確にしていきたい。

この2点について、資料の提出を、常任委員会に出していただきたいということをお願いしておきます。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

この3月か何かの全員協議会で、予算の8,483万の内訳を一応出させていただいています。それを重ねてそのまま状況を出すと思います。その中に、先ほど言いました荒木邸の建築費用だけで3,100

万、土地の購入が1,500万、これは資産の内容は3月の常任委員会で私、説明させていただきました。それをまた提出させていただきます。

そして、正直申しまして、なぜできなかったかといいますと、3月も申し上げましたけれども、報告・連絡・情報共有ができていない。それと同時に、平成15年当時の整備計画がよく認識されていなかったという我々組織の問題で、ここは謝る以外にないと、そういうふうに思っています。それと、荒木邸は森地区のシンボルとしての整備を行う。森の町並みを代表する、先ほど言ったかもしれませんが、伝統的な建築物の一つとして、的確な調査の上、整備を行う。建物の外観、内装は原則的に専門家による的確な調査を行い、本来の形態、色彩等を踏まえた上で修理を行う。そしてそのとき、会議室とか和室、トイレ、事務室とか、当然事務室となれば電話線とか引くのは当然の結果ですけれども、そのとき当初、申し上げましたように、報告・連絡・情報共有ができないというところの組織の問題ということで、電話線が引かれていないと、そういうところは本当に申しわけございません。謝る以外にないとというふうに考えています。当日の常任委員会のときに、今御請求された資料につきましては提出させていただきますから、どうぞよろしくお願いします。

○議長（秦 時雄君） 町長からありましたように、提出をするということでございますので。

ほかにございませんか。質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

それでは、平成28年度玖珠町一般会計補正予算書（第1号）全体を通して、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

以上で、議案第76号の質疑を終了します。

次に、議案第77号、平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

議案集は、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案集にお戻りください。議案集32ページです。

報告第1号、平成27年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

報告第1号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第74号から議案第77号並びに請願第1号及び陳情第5号)

○議長(秦 時雄君) 日程第2、これより上程議案並びに請願、陳情の委員会付託を行います。
お諮りします。

議案第74号から議案第77号の4議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第77号の4議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託することに決定いたしました。

次に、請願1件、陳情1件につきましては、会議規則第92条及び第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情1件につきましては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行うことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす8日から19日までの12日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、20日は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、あす8日から19日までの12日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、20日は一般質問とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月7日

玖珠町議会議長 秦 時 雄

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 宿 利 忠 明